財務諸表に対する注記(法人全体用)

1、継続事業の前提に関する注記 該当なし

- 2、重要な会計方針
 - (1) 固定資産の減価償却の方法
 - 建物

平成 10 年 3 月 31 日以前に取得をしたものについては旧定率法、平成 10 年 4 月 1 日以降平成 19 年 3 月 31 日以前に取得したものについては旧定額法、平成 19 年 4 月 1 日以降に取得したものについては定額法によっている。

② 建物附属設備·構築物

平成19年3月31日以前に取得したものについては旧定率法、平成19年4月1日 以降平成24年3月31日以前に取得したものについては250%定率法、平成24年 4月1日以降平成28年3月31日以前に取得したものについては200%定率法、平成26年 成28年4月1日以降に取得したものについては定額法によっている。

- ③ ・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産 自己所有の固定資産に適用する減価償却の方法と同一の方法
 - ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- ④ その他の有形固定資産

平成 19 年 3 月 31 日以前に取得したものについては旧定率法、平成 19 年 4 月 1 日 以降平成 24 年 3 月 31 日以前に取得したものについては 250%定率法、平成 24 年 4 月 1 日以降に取得したものについては 200%定率法によっている。

- (2) 引当金の計上基準
 - 賞与引当金

職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積り、賞与引当金として計上している。

• 退職給付引当金

職員に対して将来支給する退職金のうち、法人の負担する栃木県民間社会福祉 施設職員退職手当共済財団規程の掛金相当額を退職給付引当金に計上している。

(3) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

- (4) リース会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引引き続き通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理を適用している。
- 3、重要な会計方針の変更

該当なし

4、法人で採用する退職給付制度

当法人で採用する退職給付制度は以下のとおりである。

(1) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度

平成 18 年 3 月 31 日以前から在籍している常勤職員について、独立行政法人福祉 医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している。

- (2) 栃木県民間社会福祉施設職員退職手当共済制度 全常勤職員について、栃木県社会福祉協議会の実施する退職共済制度に加入して いる。
- 5、法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分 当法人が作成する計算書類は以下のとおりになっている。
 - (1) 法人全体の計算書類

(会計基準省令第1号第1様式、第2号第1様式、第3号第1様式)

(2) 事業区分別内訳表

(会計基準省令第1号第2様式、第2号第2様式、第3号第2様式) ※ 当法人では公益・収益事業を実施していないため作成していない。

(3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表

(会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)

(4) 収益事業における拠点区分別内訳表

(会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式) ※ 当法人では公益・収益事業を実施していないため作成していない。

- (5) 各拠点区分におけるサービス区分の内容
 - ア) 葛生拠点(社会福祉事業)
 - 法人本部
 - ・特別養護老人ホーム葛生ホーム
 - ・特別養護老人ホーム葛生ホームショートステイ
 - ・葛生町在宅介護支援センター
 - 葛生ホームデイサービスセンター
 - ・あくとプラザデイサービスセンター
 - ・グループホームあゆ
 - イ) 丹頂拠点区分(社会福祉事業)
 - ・特別養護老人ホーム丹頂
 - ・特別養護老人ホーム丹頂ショートステイ
 - ・在宅介護支援センター丹頂
 - デイサービスセンター丹頂
- 6、基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は、以下のとおりである。

(単位:円)

| 基本財産の種類 | 前期末残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 当期末残高 |
|---------|---------------|-------|--------------|---------------|
| 土地 | 124, 982, 890 | 0 | 0 | 124, 982, 890 |
| 建物 | 885, 566, 778 | 0 | 24, 152, 011 | 861, 414, 767 |

7、基準第22条第4項及び第6項の規定により、基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩しを行った場合には、その旨、その理由及び金額該当なし

8、担保に供している資産

担保にされている資産は以下のとおりである。

(単位:円)

| 土地(基本財産) | 90, 188, 885 |
|----------|---------------|
| 建物(基本財産) | 794, 957, 523 |
| 計 | 885, 146, 408 |

担保している債務の種類及び金額は以下のとおりである。

| 設備資金借入金(1年以内返済予定設備資金借入金含む) | 241, 632, 000 |
|----------------------------|---------------|
|----------------------------|---------------|

9、固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

| | 取得価額 | 減価償却累計額 | 当期末残高 |
|----------|------------------|---------------|---------------|
| 建物(基本財産) | 1, 421, 034, 142 | 559, 619, 375 | 861, 414, 767 |
| 建物 | 139, 165, 870 | 126, 697, 461 | 12, 468, 409 |
| 構築物 | 56, 762, 369 | 53, 099, 634 | 3, 662, 735 |
| 車輌運搬具 | 18, 962, 266 | 18, 947, 274 | 14, 992 |
| 器具及び備品 | 89, 635, 808 | 82, 647, 367 | 6, 988, 441 |
| 有形リース資産 | 24, 237, 360 | 8, 662, 544 | 15, 574, 816 |
| 無形リース資産 | 34, 433, 760 | 17, 913, 288 | 16, 520, 472 |
| 合計 | 1, 784, 231, 575 | 867, 586, 943 | 916, 644, 632 |

10、 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

| | 債権額 | 徴収不能引当金の当期末残高 | 債権の当期末残高 |
|-------|---------------|---------------|---------------|
| 事業未収金 | 181, 029, 154 | 0 | 181, 029, 154 |
| 未収金 | 112, 631 | 0 | 112, 631 |
| 未収補助金 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 181, 141, 785 | 0 | 181, 141, 785 |

- 11、 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益 該当なし
- 12、 関連当事者との取引の内容

該当なし

13、 重要な偶発債務

該当なし

14、 重要な後発事象

該当なし

15、 その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし